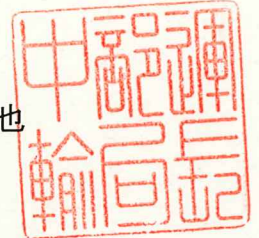


中運自旅二第 5 8 2 号  
令和 3 年 1 2 月 3 日

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 会長 殿

中部運輸局長 嘉村 徹也



特定地域の指定について

尾張北部交通圏については、「特定地域の指定等について」（平成 27 年 1 月 30 日付け国自旅第 305 号。以下「指定基準」という。）に基づき該当状況を確認したところ、指定基準（1（6）を除く。）に該当しているため、御協議会において特定地域の指定を希望する場合においては、令和 4 年 2 月末日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を報告していただきますようお願い致します。

また、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくよう併せてお願い致します。